（準用規定）

第二十一条の十一　第七条の二及び第二十条の九の規定は、外航貨物専用定期航路事業について準用する。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

第三款　外航定期航路事業

第二十一条の十二　削除

（事業開始の届出）

第二十一条の十三　法第十九条の四第二項の規定により対外旅客定期航路事業の開始の届出をしようとする者又は法第十九条の五第一項の規定により外航貨物定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

三　当該航路の名称及び運航開始予定期日

四　事業計画

イ　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）

ロ　使用船舶の明細（第十号様式による。）

ハ　運航回数（運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を含む。）

ニ　起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地

五　貨物運送約款

（事業変更の届出）

第二十一条の十四　法第十九条の四第二項又は第十九条の五第一項の規定により前条の外航定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更しようとする事項（前条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）及びその実施の予定期日

三　運航回数を一時的に変更しようとする場合には、その実施の予定期間

四　変更の理由

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の十五　第二十一条の四の規定は、法第十九条の四第三項及び第四項又は第十九条の六の二の規定による外航定期航路事業の運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、「営業所及び発着所」とあるのは「営業所」と、「第六条に規定する事項を記載した運送約款」とあるのは「運送約款」と読み替えるものとする。

（運送約款の届出）

第二十一条の十六　法第十九条の四第四項の規定により運送約款の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　当該航路の名称

三　運送約款